

○千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例

平成5年3月26日

条例第6号

(設置)

第1条 本市は、地域住民のための学習、文化等に関する各種の事業を行うとともにコミュニティ活動の場を提供する施設として、次のとおり千葉県土気あすみが丘プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

名称	位置
千葉県土気あすみが丘プラザ	千葉県緑区あすみが丘7丁目2番地4

(施設)

第2条 プラザの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事業)

第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) コミュニティ活動の振興に関すること。
- (3) 定期講座の開設及び講演会、展示会等の開催に関すること。
- (4) 社会教育関係団体等の連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるほか、プラザの設置目的を達成するために必要な事業  
(指定管理者による管理)

第4条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 次条第1項に規定する使用の許可及び第8条の規定による使用の制限等に関する業務

(3) プラザの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(使用の許可)

第6条 プラザの施設（ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とすると認められるとき。

(3) プラザの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(5) プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(第12条において「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(休館日)

第10条 プラザの休館日は、年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)とする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館することができる。

(使用時間)

第11条 プラザの使用時間(以下「使用時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。

2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

(利用料金)

第12条 別表第2に掲げる施設の利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第14条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、プラザを最も適切に管理できると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) プラザの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) プラザの管理を安定して行う能力を有すること。

(4) プラザの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、平成8年7月27日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第17条とし、第8条の次に3条を加える改正規定（第15条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第32条、第33条、第34条、第35条中千葉市都市公園条例別表第9の改正規定、第37条及び附則第4項から第12項までの規定は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

- 4 第8条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2、第9条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第11条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第13条の規定による改正後の千葉市文化センター設置管理条例別表第1、第14条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第2、第16条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ設置管理条例別表第1、第18条の規定による改正後の千葉市スポーツ施設設置管理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第20条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第22条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第25条の規定による改正後の千葉市ビジネス支援センター設置管理条例別表第3、第28条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第29条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第32条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第34条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表、第35条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第37

条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

ロビー	静養室	展示室	幼児室	和室	音楽室	料理実習室	工作室	多目的室
講習室	集会室	会議室	体育館					

別表第2

1 集会室等利用料金

区分	金額	
和室	1 コマにつき	500円
音楽室		380円
料理実習室		390円
工作室		380円
多目的室		930円
講習室1		260円
講習室2		310円
集会室		340円
会議室1		280円
会議室2		330円
会議室3		280円

備考 「1コマ」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの2時間をいう。

## 2 体育館利用料金

### (1) 個人使用

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

### (2) 専用使用（全館）

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
一般	4,510円	4,510円	9,050円
高校生以下	2,220円	2,220円	4,470円

#### 備考

- 1 半館使用の場合は、この表に掲げる額の半額とする。
- 2 使用時間内において使用の許可を受けた時間を超過し、若しくは繰り上げて使用する場合又は使用時間以外の時間に使用する場合は、規則で定める額とする。